

－ 自賠責保険の取扱いに係る特別措置のご案内 －

国土交通省より自動車検査証の有効期間が再延長される旨の発表がありました。

※[伸長対象地域第4群について自動車検査証の有効期限が再延長されましたので、2024年3月13日に通知した内容に青文字の内容を追加しております。](#)

<2024年5月13日発表>

[自動車検査証の有効期間の再伸長について](#)（国土交通省北陸信越運輸局ホームページ掲載）

これに伴う自賠責保険の特別措置の内容は以下のとおりです。

1. 特別措置の適用

伸長対象地域	
第1群	【富山県】 富山市、高岡市 【新潟県】 上越市、柏崎市
第2群	【石川県】 金沢市、加賀市 【富山県】 氷見市、小矢部市 【新潟県】 新潟市
第3群	【石川県】 七尾市、羽咋市、かほく市、羽咋郡志賀町、羽咋郡宝達志水町、河北郡津幡町、河北郡内灘町、鹿島郡中能登町
第4群	【石川県】 輪島市、珠洲市、鳳珠郡穴水町、鳳珠郡能登町

※令和6年能登半島地震に関する災害救助法の適用を受けた地方公共団体の災害対策本部等公的機関が発行する救助、災害復旧、物資輸送等に使用されている自動車であることを証する書面を有する自動車（以下「災害復旧等車両」という）については、対象地域（第1群、第2群、第3群、[第4群](#)）および使用の本拠にかかわらず、被災地（石川県、富山県および新潟県）において救助、災害復旧、物資輸送等の活動を行う場合、[第4群](#)の地域と同様に特別措置の適用が可能です。

※対象地域（[第4群](#)）外に使用の本拠を有する自動車であって、令和6年能登半島地震により被災し、令和6年2月8日時点においても、やむを得ず対象地域（[第4群](#)）に存せざるを得ない旨北陸信越運輸局に申告し、北陸信越運輸局が発行する受理証を有する自動車については、[第4群](#)の地域と同様に特別措置の適用が可能です。

2. 特別措置の具体的な内容

（1）継続契約の締結手続の猶予

<第1群>

[検査対象車]

自動車検査証記載の有効期間の満了日が2024年1月1日から2024年1月11日までの自動車に付保された保険契約であり、2024年1月1日から2024年1月12日までに保険期間の終期が到来する保険契約については、同一車両に係る継続契約の締結手続を、2024年1月12日を限度として猶予し

ます。

[検査対象外車]

2024年1月1日から2024年1月12日までに保険期間の終期が到来する保険契約については、同一車両に係る継続契約の締結手続を、2024年1月12日を限度として猶予します。

<第2群>

[検査対象車]

自動車検査証記載の有効期間の満了日が2024年1月1日から2024年2月8日までの自動車に付保された保険契約であり、2024年1月1日から2024年2月9日までに保険期間の終期が到来する保険契約については、同一車両に係る継続契約の締結手続を、2024年2月9日を限度として猶予します。

[検査対象外車]

2024年1月1日から2024年2月9日までに保険期間の終期が到来する保険契約については、同一車両に係る継続契約の締結手続を、2024年2月9日を限度として猶予します。

<第3群>

[検査対象車]

自動車検査証記載の有効期間の満了日が2024年1月1日から2024年5月30日までの自動車に付保された保険契約であり、2024年1月1日から2024年5月31日までに保険期間の終期が到来する保険契約については、同一車両に係る継続契約の締結手続を、2024年5月31日を限度として猶予します。

[検査対象外車]

2024年1月1日から2024年5月31日までに保険期間の終期が到来する保険契約については、同一車両に係る継続契約の締結手続を、2024年5月31日を限度として猶予します。

<第4群>

[検査対象車]

自動車検査証記載の有効期間の満了日が2024年1月1日から2024年7月30日までの自動車に付保された保険契約であり、2024年1月1日から2024年7月31日までに保険期間の終期が到来する保険契約については、同一車両に係る継続契約の締結手続を、2024年7月31日を限度として猶予します。

[検査対象外車]

2024年1月1日から2024年7月31日までに保険期間の終期が到来する保険契約については、同一車両に係る継続契約の締結手続を、2024年7月31日を限度として猶予します。

(2) 継続契約の保険料払込みの猶予

2024年1月1日から6ヵ月後の末日(2024年7月31日)までにご契約者が払込むべき継続契約の保険料の払込みについては、6ヵ月後の末日(2024年7月31日)を限度として猶予します。

対象		使用の本拠	車検期間の伸長	契約手続猶予	保険料払込猶予
検査対象車	<ul style="list-style-type: none"> ・災害救助法適用地域内に居住するご契約者 ・今回の災害等で被災されたご契約者 ・今回の災害等で被災した保険会社、代理店・扱者の取扱うご契約者 ・今回の災害等の復旧に派遣された警察、自衛隊、電力会社等の職員 ・その他弊社が適用妥当と判断する方 	車検伸長対象地域内	有	【第1群】 ○ 2024年1月12日まで 【第2群】 ○ 2024年2月9日まで 【第3群】 ○ 2024年5月31日まで 【第4群】 ○ 2024年7月31日まで	○ 2024年7月31日まで
		車検伸長対象地域外	無	× ※1 ※2	
検査対象外車	上記以外	車検伸長対象地域内	有	【第1群】 ○ 2024年1月12日まで 【第2群】 ○ 2024年2月9日まで 【第3群】 ○ 2024年5月31日まで 【第4群】 ○ 2024年7月31日まで	× ※1 ※2
		車検伸長対象地域外	無	× ※1 ※2	
検査対象外車	<ul style="list-style-type: none"> ・災害救助法適用地域内に居住するご契約者 ・今回の災害等で被災されたご契約者 ・今回の災害等で被災した保険会社、代理店・扱者の取扱うご契約者 ・今回の災害等の復旧に派遣された警察、自衛隊、電力会社等の職員 ・その他弊社が適用妥当と判断する方 	—	—	【第1群】 ○ 2024年1月12日まで	○ 2024年7月31日まで
				【第2群】 ○ 2024年2月9日まで	
				【第3群】 ○ 2024年5月31日まで	
				【第4群】 ○ 2024年7月31日まで	

	上記以外	—	—	× ※3	× ※3
--	------	---	---	---------	---------

- ※1 災害復旧等車両は、対象地域（第1群、第2群、第3群、**第4群**）および使用の本拠にかかわらず手続猶予・払込猶予いずれも適用可能となります。
- ※2 北陸信越運輸局が発行する受理証を有する自動車は、手続猶予・払込猶予いずれも適用可能となります。
- ※3 災害復旧等車両は、手続猶予・払込猶予いずれも適用可能となります。